



あなたは、青森県内在住の方ですか？	はい	いいえ
家族全員が動物を飼うことに同意していますか？	はい	いいえ
動物を飼うことが認められている住宅に住んでいますか？	はい	いいえ
現在飼っている犬・猫の合計頭数は10頭未満ですか？	はい	いいえ

家族全員が60才以上の世帯及び一人暮らしの方のみ回答 後見人* ¹ となる方はいらっしゃいますか？	はい	いいえ
---	----	-----

*1 後見人とは

飼い主が譲渡動物の飼育が困難になった場合に「代わりに飼育する」若しくは「新しい飼い主を探す取組みをする」方です。

※上記質問で【いいえ】と回答した方は、当センターから動物を譲り受けできません。

当センターでは、下記事項を遵守できる方にのみ動物の譲渡を行っています。遵守できない方は動物を譲り受けできませんので御確認をお願いします。

犬及び猫に関する事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 犬又は猫の習性を理解し、適切に飼育し、最期まで大切に飼います。 2 社会に迷惑（騒音、におい、糞尿等）をかけないように犬又は猫を飼育します。 3 犬又は猫に不妊去勢手術を確実にを行います（未措置の場合）。 4 迷子にしないようし、逃げた時に備え首輪等に迷子札を装着します。 5 譲り受けた犬又は猫に病気、行動、その他所有権等の問題が生じた場合、その犬又は猫により問題が起きた場合、県に対してその責任を一切問いません。 6 動物愛護センターの調査等に積極的に協力するとともに、地域の模範的な飼い主となるよう、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項について遵守します。
犬に関する事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡から30日以内に市役所又は町村役場で「犬の登録」を行い、犬に鑑札を装着します。 2 年に1回、狂犬病予防注射を受けさせ、犬に狂犬病予防注射済票を装着します。 3 柵等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体または財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所以外では、犬の放し飼いはしません。 4 人に迷惑を及ぼすことがないように適切な方法でしつけを行い、制止に従うよう訓練に努めます。

【参考】～動物を飼う場合、相当な費用がかかります～

犬の場合	<ul style="list-style-type: none">・犬の登録（一生に一度） 3,000円・狂犬病予防注射（毎年一回） 3,100円・不妊去勢手術 オス 20,000円～メス 30,000円～50,000円位・フィラリア・ノミダニの駆除、混合ワクチンの接種・えさ代、ペットシーツなど消耗品代やその他健康管理にかかる費用など 1ヶ月で10,000円位 一生で200万円位
猫の場合	<ul style="list-style-type: none">・不妊去勢手術 オス 15,000円～メス 30,000円～50,000円位・ノミダニの駆除、混合ワクチンの接種・えさ代、ねこ砂など消耗品代やその他健康管理にかかる費用など 1ヶ月で5,000円位 一生で100万円位